

## インフルエンザの場合の登園について

インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。  
【発症した後5日を経過し、かつ、乳幼児の場合は解熱した後3日を経過するまで】  
この間は、ほかの人に感染させるおそれがあるため、登園することはできません。  
(ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません)

インフルエンザについては、これまで登園許可証明書を医療機関により記入していただいておりますが、当面の間は登園許可証明書の記入を医療機関より求めないようお願いいたします。  
(診察時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。)

当面の間、医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、以下の療養解除届(インフルエンザ用)を保護者が記入し、保育園へ提出してください。

### 療養解除届(インフルエンザ用)

※保護者が記入してください。

保育園名

クラス

園児氏名

インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過しましたので  
令和 年 月 日より登園いたします。

診察を受けた医療機関

発症日: 月 日

解熱日: 月 日

登園日: 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名



